



長野労働局発表 (27-27)

平成 27 年 8 月 5 日

担
当

長野労働局労働基準部

賃金室長 小林 正茂

賃金指導官 春原久美子

TEL 0 2 6 - 2 2 3 - 0 5 5 5

FAX 0 2 6 - 2 2 3 - 0 5 9 1

長野県最低賃金の改正決定に関する答申

1 8 円 (2. 4 7 %) 引上げ、時間額 7 4 6 円

本日、長野地方最低賃金審議会（会長 岩崎 徹也 信州大学経済学部教授）から、長野労働局長（局長 岡崎 直人）に対し、長野県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「長野県最低賃金」を時間額 7 4 6 円とする旨の答申がありました。答申内容は、別紙のとおりです。

この答申は、6 月 1 9 日の長野労働局長からの諮問を受け、専門部会を設置し、最低賃金法の趣旨、長野県下の経済、雇用状況、賃金実態調査結果、生活保護制度等の資料を基に慎重な審議を重ねてきた結果なされたものです。

これを受けて、長野労働局では、答申のあった長野県最低賃金について、改正決定のための手続きを進めていくことにしており、法定どおり発効（平成 2 7 年 1 0 月 1 日を予定）することになります。

なお、長野県最低賃金は 1 2 年連続の引上げとなります。

長野県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 746円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり